

「谷間世代」の不公平・不平等の是正措置を求める会長声明

- 1 司法は、三権の一翼として法の支配を実現し、国民の権利を守るとともに「憲法の番人」として立法、行政を監督すべき責務がある。裁判官、検察官及び弁護士は、司法作用を司り又はこれに携わる者として法曹と称されるところ、この司法の担い手である法曹は法治国家において不可欠な役割を担っており、その使命は重い。そして、そのいずれか一つの職務遂行が不十分であっても、司法の機能は不完全となることを免れない。法曹の多くは弁護士であるが、弁護士が市民の立場で訴えを代弁して司法権の発動を促すことなどをしなければ司法の責務は果たされない。また、憲法が第3章（国民の権利及び義務）において弁護人依頼権（34条、37条3項）を規定することからも明らかなおおりに、特に刑事訴訟手続においては、国民の公平な裁判を受ける権利を保障するため弁護士が唯一無二の職責を果たしている。
- 2 国は、かかる法曹の使命の重要性や公共性に鑑み、高度な専門的能力と職業倫理を備えた法曹を国の責任で養成するため、戦後まもない1947年（昭和22年）、日本国憲法施行と同時に現行の「統一司法修習制度」を発足させた。そして、司法修習生には国家公務員一種採用者と同等額の給与（本俸及び各種手当）を支給することとしたうえで（いわゆる「給費制」）、司法修習生は国家公務員に準じる地位を有するとし、国家公務員法の職務専念義務と同等の義務が課された。これにより司法修習生は、修習の実効性を挙げるべく修習専念義務（兼職の禁止）や守秘義務などの職務上の法的義務を負いながら、裁判官・検察官・弁護士たる法曹の卵として、将来の進路にかかわらず、全ての分野の法曹実務を現場で実習し、法曹三者全ての技術と倫理を習得してきた。
- 3 しかしながら、2011年（平成23年）、戦後60年以上続いてきた給費制が廃止されたことで、修習生が無給で修習生活を送らなければならない事態となった。後述のとおり、修習給付金として一定程度事実上の復活が果たされることになるが、こうした流れの中で、いわゆる「谷間世代」を生むことになった。谷間世代とは、司法修習生に給与を支払う制度（給費制）が廃止されて以降、無給で修習生活を送った新65期から70期までの司

法修習生世代のことである。

この間、給費制の廃止によって生ずる修習生の経済負担、修習活動への直接的影響、経済的不安を理由とした法曹志願者の減少、ひいては多様な人材確保の困難性などを懸念し、給費制の継続・復活を要望する声が高まる一方であった。当会も市民向けシンポジウムを開催し、給費制の廃止に反対する会長声明を出すなどしてきたが、この6年間で谷間世代の法曹は約1万1000人に達し、現在の全法曹(約4万3000人)の約4分の1を占め、看過できない事態となっている。

- 4 昨年(平成29年)4月19日、裁判所法改正により「修習給付金」制度が創設され、同年11月採用の司法修習生(第71期)から月額13万5000円の基本給付金が、住居が必要となる者にはさらに月額3万5000円の住宅給付金が支給されることとなった。

修習給付金は、従前の給与と比較して低額であり、果たしてその給付額で司法修習生が安心して修習に専念できるかという点については今後の継続的な調査・検討が必要であるものの、上記三権の一翼としての司法の意義、そして法曹の使命の重要性や公共性に鑑みれば、今般、修習給付金制度が創設されたことは、給費制廃止の不当性、不合理性を真摯に見直した結果であり、まことに大きな前進として評価している。法務省、衆参両院、最高裁判所をはじめ関係各位のご理解とご支援・ご英断に篤く感謝申し上げます。

- 5 しかしながら、さらに、より深刻な問題として、上記裁判所法改正法の遡及適用が見送られたために、旧65期以前及び71期以降の修習修了者に比して、給費制が廃止されていた6年の間、他の期間の修習生と同一の義務を負って同一内容の修習を遂行したにもかかわらず谷間世代の経済的負担だけが著しく重くなるという不公平・不平等な事態が発生している。

もとより、司法修習制度は、憲法に規定された司法制度が実効的に機能するための人材を育成する役割を担うとともに、その実際の内容としても、法曹として活動する上で必要な知識と経験を身につけた上で、法曹三者の相互理解を深める課程であるといえるから、我が国の司法制度上、極めて重要な制度であり、専ら国の責任でその司法修習制度を設置・運営している以上、

国は更なる改善に向けて万全を期すべきは当然であり、それ以前に、このような不公平・不平等な事態を放置するべきではない。

さらに、そもそもわが国の司法修習制度は、法曹一元の理想を念頭において統一・公平・平等の理念に基づき設置・運用され、これがわが国法曹の一体感と公共的使命感の醸成に大きく寄与してきた点で貴重なものであるところ、谷間世代のかかる不公平・不平等を放置することは上記の理念にも悖り、谷間世代とその前後の世代との間での分断を生じることとなる点でも看過できない深刻な問題である。

これらの弊害を是正することで、谷間世代を含んだ法曹全体に一体感が生まれ、そのことにより特に若手の法曹がこれまで以上に幅広い分野で国民の権利擁護のために活躍することが可能となるなど、ひいては国民の利益に還元されることは明らかである。

- 6 以上の次第であるので、当会は、法務省、国会、そして最高裁判所に対し、谷間世代の経済的負担が旧65期以前及び71期以降の修習修了者に比して著しく重くなったままであるという不公平・不平等な事態が発生していることについて、一律給付などの方法によりこれを是正する措置を講じることがを求め、併せて、本年7月25日（新65期司法修習修了者の貸与金返還開始時期）までに上記の措置が講じられない場合は、上記是正措置が講じられるまでの間、貸与金の返還期限を一律猶予する措置を講ずることを求める。

平成30年1月23日

宮崎県弁護士会

会長 小林 孝志

